

エコライフ・フェア2007

出展の手引き

エコライフ・フェア2007運営事務局

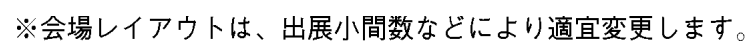
////////////////////////////////////

- ## 2 合担案内

////////////////////////////////////



////////////////////////////////////



4. 出展概要

////////////////////////////////////

(1)小間の仕様： テント：ロイヤルパワーテント／2間×4間（3.6m×7.2m，25.92㎡）

骨組幕構造・幕材：PCVターポリン

基本施工：3壁面横幕基礎パネル・床上げ5cm（パンチカーペット敷）

正面スロープ付

※出展者の要望により、基本施工の全部または一部を施さないことも可能です。

※出展者の要望により、テントを連結させることは可能です。

(2)出展料金： 1小間／¥315,000（税込）

(3)出展申込： ①申込方法：所定の「出展申込書」でお申し込み下さい。

②締切：4月6日（金）

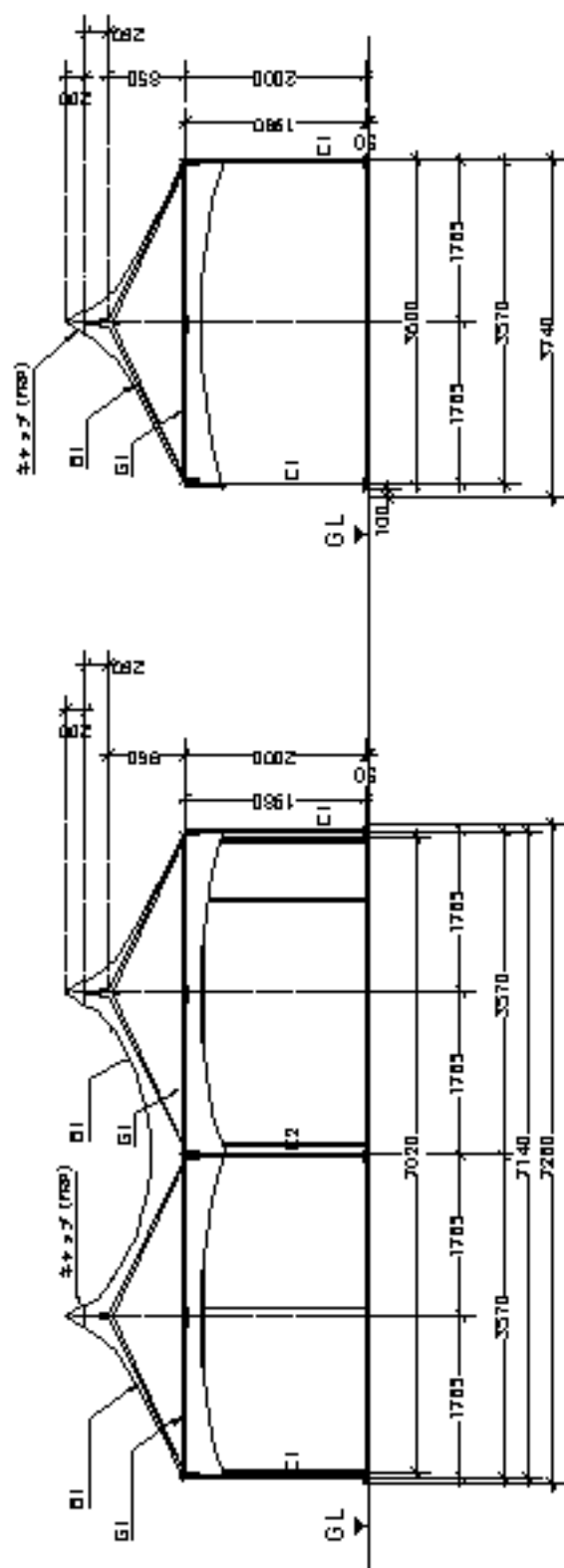
③その他

・出展の申込に当たり、申込者の希望は尊重しますが、全てのご希望にはそえない場合がありますのでご了承下さい。

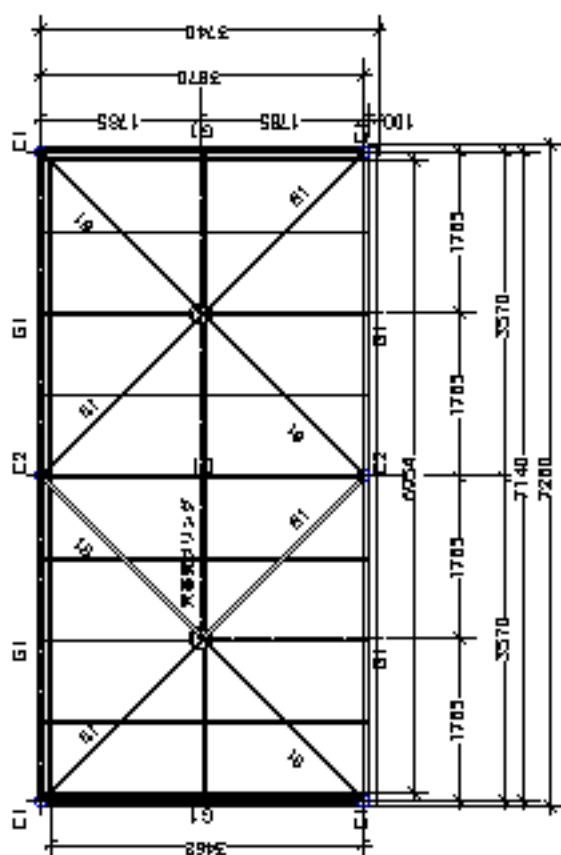
・主催者が適当でないと判断したものについては、出展をお断りすることがあります。

(4)小間の割当て： 出展場所の割当てについては主催者が決定します。





部 材 リ ス ト			
記 号	名 称	サ イ ズ	
C1	柱 材	P-31.8φX1.6	
C2	柱 材	P-31.8φX1.6	
G1	桁 材	P-31.8φX1.6	
B1	合 掌	P-27.2φX1.6	



5. 出展規定

////////////////////////////////////

(1)出展物

- ①出展物は、エコライフ・フェアの開催趣旨、目的に沿った品目、内容に限ります。
- ②次に該当するものは出展を禁止します。
銃器、刀剣類、引火性・爆発性または放射線危険物質、劇薬物、麻薬、工業所有権等を侵害する恐れのあるもの、輸入禁止製品
- ③上記以外にも、主催者が、エコライフ・フェアの運営に支障をきたす恐れがあると認められるものについて、その出展を制限または、中止させていただくことがあります。

(2)出展物の保安全管理

- ①主催者は、最善の注意をもって会場の保安全管理に当たります。
- ②出展物の保護については、出展者が責任を負うものとします。
- ③主催者は、天災その他不可抗力による損傷、紛失、火災、盗難等の事故についてはその責任を負いません。
- ④出展物の輸送及び期間中の保護については、必要に応じて保険を掛けるなど適切な処置を講じて下さい。

(3)事故防止及び責任

- ①出展者は、搬入搬出、施工、実演等の作業全般について事故の発生防止に努めて下さい。
- ②出展者の行為による事故発生の場合は、当該出展者の責任となります。
- ③出展物の展示及び実演の際、騒音、臭気、振動などには万全の防止策を講じて下さい。
また、会場の保全・秩序の維持や来場者の安全に支障があると認めた場合、主催者は当該出展物の実演の中止もしくは制限を求めることがあります。

(4)出展物の実演

出展物の実演（ナレーターによる説明等含む）によって、他の出展者及び周辺住民等から苦情が発生した場合や、会場の保全・秩序の維持や来場者の安全に支障があると認められた場合、主催者は出展者に必要な対策をお願いするとともに、実演の中止もしくは制限を求めることがあります。

(5)販売について

- ①出展物の販売は、営利を目的とせず環境にやさしい商品やエコライフ推進を訴えるグッズ等を販売する場合に限り認めます。
- ②販売を希望される場合は、その内容を「販売物許可申請書」にて運営事務局宛に5月16日
(水)までに提出して下さい。

(6)免責

主催者は、天災、悪天候その他不可抗力によって本フェアの開催を中止させていただくことがあります。その場合、出展料及び出展者側の発生経費については補償の責を負いません。

6. 展示小間の装飾

////////////////////////////////////

(1)出展物について

出展・装飾物は、その内容を「出展物内容書」にて運営事務局宛に5月16日（水）までに提出して下さい。

(2)出展・装飾物の高さについて

出展・装飾物の高さは、テント内に収まる物であればかまいません。

(3)装飾資材の防火規制

小間内展示施設のために使用する装飾資材（合板、カーペット、カーテン、その他の材料）は、できるだけ不燃材料または防災防火性の高い材料を使用して下さい。

(4)その他の注意事項

○展示物等をもたせかけてテントに荷重をかけることは禁止します。

また、地震時でも転倒、落下、移動等により来場者の避難及び消防活動の障害とならないよう、安全な施工を行って下さい。

○装飾施工及び撤去の際に発生した廃材、空箱等は、出展各者の責任において片づけ、処理して下さい。

○産業廃棄物としての廃材は、法の規定に照らして、委託処理を行うなど、出展各者が自ら処理することが原則です。

7. 施設・設備に関して

////////////////////////////////////

(1)電気

①展示用電源

- ・展示用電源は、発電機による供給とします。
- ・展示用の供給電源は、出展者からの申込容量に基づき、出展者の設置希望位置付近まで配線します。

②電源供給方法

- ・供給電力＝各端末へは100ボルト
- ・小間内で電気を使用する出展者は「電灯・電力工事申込書」にて5月16日（水）までに運営事

務局に提出して下さい。

- ・「電灯・電力工事申込書」には、電源希望位置と単線結線図を示して下さい。
- ・単線結線図には負荷容量を示し、始動電流の大きな機器は、特に明記して下さい。
(容量はすべてW (kw) で記入)

③小間内電気工事

小間内での電気工事は、出展者の負担をお願いします。また、工事期間は出展物の搬入出期間と同じです。

④電気の供給

電気の供給は6月1日(金)午前から6月3日(日)撤去の終了までを予定しています。会期中は、原則として午前9時から午後6時までとします。

※尚、発電機で供給のため24時間送電はできません。

⑤保護装置

電源異常及び事故による停電または電圧降下により実演出展物、装置等を損傷した場合、実行委員会はその責任を負いません。出展各者で事故防止のための保護装置を施して下さい。

⑥電気使用料金

電気の使用料金は、出展料に含まれています。

※小間内の作業照明(蛍光灯)は事務局で設置いたします。

(2)給排水

給水・排水は、設備がないため原則としてできません。

(3)臨時電話

①申込方法

事務局は出展者の申込により、出展小間内に臨時電話(ADSL回線)を架設いたします。希望される出展者は「臨時電話申込書」に希望台数と設置位置を明記の上、運営事務局へ申し込んで下さい。運営事務局が一括してNTTへの電話架設申込を行います。

②申込期限：5月11日(金)

③使用期間(予定)

- ・電話の架設 6月1日(金)午後の予定
- ・取り外し 6月3日(日)フェア終了後

④設置料

- ・ADSL回線 1回線につき 42,000円(消費税込)

この設置料金には、工事費、基本料金、国内通話料金、その他の経費を含みます。尚、通話料が著しく多額の場合、また、電話機等を破損・紛失した場合、別途に費用を請求いたします。国際電話の使用料金についても別途請求いたします。なお、一般回線、ISDN回線をご希望される場合は、事務局までお問い合わせ下さい。

※会期中、外部からの呼び出し等の場内放送は、原則として行いません。

8. 搬入・搬出

(1)搬入出留意事項

- ①搬入出は、必ず事務局指定の日時・経路・位置で行って下さい。
- ②搬入出の際はテント、設備等を汚損、毀損しないように注意して下さい。
- ③テント前で荷物の積み下ろしの終了した車輛は速やかに退出して下さい。
- ④搬入出には、事務局発行の「搬入出許可書」が必要です。ご希望の枚数を「作業車輛入場証申込書」にて5月16日（水）までに運営事務局宛に提出して下さい。
「車輛入場証」は1車輛につき1枚必要です。
- ⑤園路スペースが広くないため、作業車輛は極力少なめにお願いします。
- ⑥搬入搬出の際の車輛誘導は事務局で行いますので、必ず係員・警備員の指示に従って下さい。
※園路混雑時には、車輛待機場所での待機をお願いする場合があります。
- ⑦梱包材等廃材のストックヤードはありませんので、その都度お持ち帰りをお願いします。
- ⑧宅配便等は、事前、事後及び会期中を通じ事務局ではお預かりいたしません。

(2)清 掃

- ①展示装飾施工、搬入、搬出の際に発生した廃材、残材等は、必ず各出展者で持ち帰って下さい。
- ②ブース内の清掃は、各出展者で行って下さい。
- ③会期中にゴミを出される際は、必ず「東京23区推奨の炭酸カルシウム入りポリ袋」を使用し、事業系有料ゴミ処理券を貼付し、「もえるゴミ」「もえないゴミ」「ビン・カン・ペットボトル」の3種類に分けてブース前通路に出して下さい。

9. 火気・危険物の取り扱い

(1)火気・危険物の使用にともなう届け出

屋外のため原則として規制はありませんが、万一の場合を考慮し、火気使用及び危険物持ち込みについては所轄消防署に相談します。

火気・危険物品を取り扱う出展者は「裸火の使用・危険物の持ち込み許可申請書」に持ち込み品のカタログ等を添えて5月16日（水）までに運営事務局まで提出して下さい。

※尚、内容によっては消防署の許可が下りない場合もありますので予めご了承下さい。

(2)裸火・危険物の持ち込み許可申請を必要とするもの

- ①裸火（外部に露出した発熱部があり、着火する恐れのあるもの）、気体、液体、固体燃料を使用する火気器具等で、炎、花火、火花を発生させるもの、または発熱部を外部に露出するもの。

- ②液化石油ガス（LPG）、高圧ガス
- ③ガソリン、灯油、マシン油、重油、サラダ油、アルコール類の危険物
- ④準危険物、火薬類、マッチ、ローソク
- ⑤機械類に内蔵されている油
- ⑥悪臭、多量の煙を発生させる機器類

10. 全体スケジュール

	5月29日（火）	5月30日（水）	5月31日（木）	6月1日（金）	6月2日（土）	6月3日（日）
8:00						
9:00	基礎 装飾 施工	基礎 装飾 施工	基礎 装飾 施工	企業 出展者 搬入・ 設 営	NGO/NPO 出展者搬入	2日目 10:00 17:00
10:00						
11:00						
12:00					開催初日 11:00 17:00	
13:00						
14:00						
15:00						
16:00					N G O / N P O 出 展 者 搬 入	
17:00						
18:00						出展者 撤去搬出
19:00						
20:00						基礎施工 撤去搬出 （～6/4）
21:00						
22:00						

11. 会場案内制作

「エコライフ・フェア2007」会場案内を制作し、主にフェア会場内で配付する予定です。

(1)概要

- 仕様：B4三つ折り／4c×4c
- 内容：①エコライフ・フェア2007概要紹介
- ②各ブース出展内容
- ③開催イベントの紹介等

(2)原稿制作について

- ①出展タイトル：20字以内
- ②出展内容：80字以内

※「エコライフ・フェア2007」ホームページ制作のため、できる限り原稿は文字原稿とEメール、フロッピーディスクなどの電子媒体の両方を提出して下さい。

(メールアドレス：tanokami@mizumidori.jp)

また、その際、写真やイメージ図などがありましたら、ホームページ上に掲載いたします。

(3)原稿締切りについて

4月27日（金）までに運営事務局まで提出して下さい。

12. 広報計画

1. プレス発表

5月中旬から下旬にかけて、環境省記者クラブ等にて資料を配付予定。

2. ニュースリリースの配付

- ①4月下旬に媒体各社に向けて開催告知のニュースリリースを配付。
- ②5月下旬に媒体各社に向けて取材プロモートのためのニュースリリースを配付。

3. 交通広告

東京地下鉄（東京メトロ）、東急電鉄、京王帝都電鉄の協力で、各駅にポスターの掲出を予定。

4. 主催団体の広報メディアの活用

- ①「渋谷区ニュース」に掲載、渋谷区全世帯及び事業所に新聞（6大紙）の折り込み広告を実施。
- ②「広報東京都」に掲載、都内全世帯に配付。

5. ポスター、チラシ掲出

- ①都内23区の公立小・中学校に対して、各校ポスター・チラシを送付。
- ②渋谷区、新宿区、世田谷区の私立小・中学校に対してチラシを送付。
- ③日本百貨店協会の協力で、都内及び近郊の百貨店にてポスターを掲出。
- ④日本チェーンストア協会の協力で、都内及び近郊のスーパー、ショッピングセンターにてポスターを掲出。
- ⑤代々木公園の半径10km圏内の30万世帯に新聞折り込みチラシを配布、これまでエコライフフェアの開催を知らなかった層と、エコライフ・フェア自体に来る来場者の増加を図る。

6. その他

- ①ホームページを開設して、情報を発信。